

## シンポジウム5

### 災害、困窮など、困難な状況を抱えるこども達に対する多職種連携によるこども包括支援～あたたかな見守りの輪へ向けてできること～

座長：田中 和樹（あおぞら共同法律事務所）

西岡 侑子（NPO法人 子育て支援はぐはぐそのままでいいよ）

#### SY5-1

##### 子どもの権利の視点から見る子どもの支援の視点について

田中 和樹

あおぞら共同法律事務所

1989年に国連総会でいわゆる子どもの権利条約が採択され、日本でも1994年にこの条約が発効した。それから約30年後の2023年4月1日に施行された子ども基本法は、心身の発達の過程にある子どもや若者が幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、健やかな成長に対して大人になるまで切れ目なく支援を行うべきことや、健やかな成長を実現するための子育て支援や教育環境の整備をこども施策として一体的に講ずべきことを謳っている。これは、子どもの権利条約が定める権利や権利を導く理念を念頭に置くものである。一方、現実には、子どもの権利が侵害されたり権利行使が十分に行えなかったりすることが日常生じております、問題の現れ方は多様である。こうした問題に弁護士が対応する際、直接子どもを支援する場合は勿論、子どもと関わりのある方の依頼を受けて活動する場合も、子どもの権利に配慮して対応するよう心掛けています。しかし、弁護士が関わる事案の多くは問題が深刻化しているものが多く、解決までに時間を要したり、問題の渦中に置かれた子どもの心身のケアが必要であったり、子どもを支える家族の支援が不可欠であったりなど、課題が複合的なこともある。それ故、他職種の方々と連携することもあるが、その専門性や顔ぶれは、子どもの成長段階や、問題が顕在化した場面、子どもの抱える背景事情等により常に変わり得る。

これらの点について、弁護士が関わる事案の類型を具体的に示し、問題解決に向けた方法や、子ども自身が当事者として関わることの可否、どのような職種の方々と連携する可能性があるか等を紹介する。

なお、他職種連携は、子どもにとっては、時を変え場面を変え大人が代わる代わる自身に関わる体験にもなり得るため、それを子どもが受け入れられるかが問題となることもある。また、子どもが心情や意思を大人に表明できるか、表明された子どもの心情や意思が真意に基づくものか、子どもが表明した心情や意思を職業倫理上共有できるかなども、支援の前提として不可欠となる子どもの信頼関係の構築や維持との関係で生じ得る。

今回登壇をご一緒する皆さんには、連携の実践例や枠組みをご紹介いただき、他職種連携の必要性を再認識しつつ、連携時の課題や困難、工夫の余地などにも踏み込んでお話をうかがう時間も持ちたいと考えている。

#### SY5-2

##### 困難を抱える女性の出産に立ち会って - 産婦人科の視点より -

金谷 太郎

金沢市立病院 産婦人科

現在我が国が抱える問題は多岐に渡り、産婦人科・小児科診療においても解決困難な多数の問題を有する人々に接する機会が増えてきた。これらは医療の範囲を超えて、支援者不在、経済的困窮など世代を超えた負の連鎖に端を発している場合が多いと思われる。解決困難な問題を抱えて妊娠した場合の社会的ハイリスク妊娠は、医療機関のみならず行政をはじめとする支援機関への協力要請が必要不可欠であり、支援を要する特定妊婦は年々増加傾向にある。当院で経験した特定妊婦のうち以下の3例を紹介することにより、現状の問題を提示し解決の糸口を探る機会としたい。  
1. Aさん 精神疾患合併妊娠（適応障害の疑い）30代女性、初産。精神科通院歴あり、基幹病院ではなく当院での出産を希望。妊娠を機に夫との関係が悪化し、医療への要望も徐々に解決困難な方向に変化。出産後に育児が困難であると判断され、児は児童相談所に依頼。本人は精神科医師、行政への対応を依頼。  
2. Bさん 精神疾患合併妊娠（適応障害・選択的減黙症の疑い）20代女性、5妊2産。幼少期より母と共に精神科通院中で複数の精神科的リスクを有する方。10代で2回の出産歴があったが2人とも児童相談所に養育支援を依頼。現在の夫と再婚後に当院で出産され、その後通常の家庭生活を期待されたが時折表面化する精神科合併症あり、支援の継続が必要な状態。  
3. Cさん 知的障害合併妊娠20代女性、初産。母は不在で祖母に養育されたが、知的障害のため一人での生活は困難であり、幼少期より児童相談所の支援対象者であった。同じく支援対象であった夫と結婚し妊娠後、金沢市へ転居。前居住地自治体と金沢市の担当者とともに政・医療機関を交えた対応協議会を複数回開催。妊娠・出産経過に身体的な問題はなく分娩は無事に終了し、産後の児に対する愛着形成も確認された。夫婦二人の生活でも支援が必要な状況のため、育児は困難であるという事実を産婦人科主治医より本人に伝え、児童相談所を介して退院時に児を預ける手続きを進めた。担当した助産師からは、産後の育児指導は行うべきか、母乳育児は進めてよいか、愛着形成を進めるほどに児と離れる際に辛い思いを抱かせる等の懸念が示された。育児に対する支援者が不在で生活が安定していない妊婦の出産は、医療者にも行政にも辛い決断を迫る結果となつた。